

太宰府市水道普及促進計画書

平成25年10月

太宰府市上下水道部

はじめに

本市の水道事業は、昭和 41 年 10 月に計画人口 12,000 人でスタートして以来、6 次に及ぶ拡張事業を経て、事業認可上 65,200 人、実質的には平成 25 年度から行政人口 70,000 人を超える給水が可能となったところである。

振り返れば、この間の水事情としては非常に厳しい環境にあった。

事業開始当初から人口の急増に給水が追い付けないといった慢性的な水不足に加え、昭和 53 年と平成 6 年の福岡都市圏を襲った大渇水では 300 日にも及ぶ時間断水を余儀なくされた苦い経験もあって、昭和 48 年 4 月から平成 14 年 7 月まで実に 30 年にも及ぶ給水規制（集合住宅や新規開発団地に水道水を給水しない）を実施するなど、厳しい事業運営を強いられてきている。

このような経緯から、自衛策として井戸水を利用されている世帯が多く見られるが、今後、水道水への転用が進めば水道事業の経営安定化は基より、引いては水道料金の引き下げに大きく寄与するものと考えられる。

因みに、本市の給水人口普及率は平成 24 年度末で 81.2%、平成 23 年度末では 80.7%となっており、これは全国の 92.2%、類似団体の 98.1%、福岡県平均の 85.2%（平成 23 年度）と比べ非常に低い数値に止まっている状況である。

そのほか、本市は、年間総給水量の約 50%を福岡地区水道企業団からの受水で賄っているが、本年度より念願であった大山ダムの完成により受水が大幅に増量したことなどから、名実ともに完全に水不足の不安は払拭され、創業後初めて水道普及活動の環境が整うところとなったものである。

以上のことから、水道事業の経営安定化及び水道サービスの拡充を柱として、平成 24 年 12 月から普及促進に取り組んでいる。

1 普及率の達成目標の設定

(1) 平成 27 年度（総合計画前期基本計画）85.0%

過去 5 年間に於ける年度末水道普及率の伸び率は、平均で 0.6%（表 1）となっている。また、水道の普及促進のため平成 22 年 10 月から 3 年間の期限付きで特例措置として実施していた水道加入負担金の減額を平成 28 年 3 月末まで延長して行うことになった。これによって、今後も加入者の増加や家屋建築数について減少傾向にはあるものの一定程度の建築が見込まれることも考慮する必要がある。

これらを総合的に勘案しながら、市総合計画の期間において毎年 1% 上昇を目標とし、平成 24 年 12 月から普及促進活動に取り組んでいる。

表 1 水道普及率の状況

年 度	年度末普及率	伸び率
平成 19 年度	78.3%	—
平成 20 年度	78.9%	0.6%
平成 21 年度	79.6%	0.7%
平成 22 年度	79.8%	0.2%
平成 23 年度	80.7%	0.9%
平成 24 年度	81.2%	0.5%

平均 0.6%

2 普及促進の方法等

(1) 市政だより及びホームページ掲載によるPR活動

◎掲載記事の内容としては、次の3つのPRを柱とする。

- ・水は十分確保できたこと
- ・加入負担金の減額措置（平成28年3月31日まで）があること
- ・水道水は一工夫でよりおいしく飲めること

※市政だよりについては、12月1日号、3月1日号、6月1日号に

ホームページについては、平成24年12月1日から平成28年3月31日まで掲載する。

これまでの広報掲載の実績と予定

掲載号		水の確保	加入負担金	飲み方の工夫
H24	12月1日号	○	○	○
	3月1日号	○	○	○
H25	6月1日号		○	
	10月1日号	○	○（期間延長）	
	12月1日号(予定)	○	○	○
	3月1日号(予定)	○	○	○

(2) 太宰府市水道事業節水要綱の改正

この要綱は、本市の水事情が極めて深刻な状況であったことから平成14年に制定したものであるが、平成25年4月1日から供給水が大幅に改善されたことを受け、同日付けで太宰府市水道事業節水要綱を改正した。これにより、特に51戸以上の集合住宅において負担となっていた雑用水利用設備の設置義務などの緩和を図った。

(3) 各種イベント等との連携

各種イベントに参加し、利き水などの企画を通して、安心安全な水道水をPRする。

(参加予定のイベント)

- ・水道週間 6月1日から一週間

→平成25年度は6月1・2日にいきいき情報センターでミニ水道展を行い、同所で6日までパネル展示及びビデオ上映を行った。

〈水道展の内容〉

◇パネル展示

◇ビデオ放映（健太の不思議な冒険：20分）※繰り返し放映

◇試飲コーナー（水道水をおいしく飲もう）

◇相談コーナー（水道水への加入方法、水圧など） 等

- ・福岡都市圏「水」キャンペーン 8月1日

→平成25年度は街頭での福岡都市圏の啓発グッズの配布とともに大山ダム完成による水の確保をPRした。

(4) 水道利用宣伝普及活動

井戸水利用の世帯或いは事業所等に対し、水道の優位性をPRするためのチラシを配布するなど、直接的に情報発信を行う。さらに、専用水道事業者及び大口利用者に対しては戸別訪問或いは電話による普及活動も実施する。

①専用水道事業者 20 件

②大口利用者（100 m³/月以上） 34 件

③一般利用者 3,360 件

平成 24 年度は 3 月に井戸水のみを使用者に対して水道加入金減額のチラシを送付した。なお、井戸水のみを使用者は下水道使用料だけが発生している者が水道に加入していないとみなして特定した。

関係資料目次

- 1 これまでの事業運営の取り組み等・・・・・・・・・・資料1 (P. 6)
- 2 太宰府市の水道料金の水準・・・・・・・・・・資料2 (P. 8)
- 3 漏水対策の取り組み・・・・・・・・・・資料3 (P. 9)
- 4 執行体制の変遷・・・・・・・・・・資料4 (P. 10)
- 5 受水費の軽減・・・・・・・・・・資料5 (P. 12)

現在の施設能力(一日最大)・・・・・・・・・・別表1 (P. 13)

水道料金福岡県内比較表・・・・・・・・・・別表2 (P. 14)

太宰府市における給水規制経過・・・・・・・・・・別表3 (P. 15)

(参考)

節水都市宣言 (P. 16)

水道普及率の比較表 (P. 17)

専用水道一覧 (P. 18)

1 これまでの事業運営の取り組み等

(1) 水道事業の沿革

年月	拡張事業	主な出来事	
昭和38年 12月	創設事業	太宰府水道事業創設（計画給水人口12,000人）	
昭和41年 10月		一部供用開始	
昭和42年 4月		松川浄水場給水開始（2,400m ³ /日）	
昭和45年 3月	第2次拡張	給水規制：開発行為に関し自家給水を指導（事業主で簡易水道施設を設置）	
昭和48年 4月		時間断水：濁水に伴う給水制限（5日間）	
8月			
11月		落合浄水場運転開始（地下水 1,000m ³ /日）	
昭和49年 6月		大佐野浄水場給水開始（2,400m ³ /日）	
9月	水道料金改定（改定率92%）		
11月	第1次拡張	給水規制：給水工事受付停止（約1年間）	
昭和50年 8月		給水規制：1区画2戸まで給水	
昭和51年 7月			
昭和52年 6月			
昭和53年 2月	第3次拡張	落合浄水場廃止（地下水 1,000m ³ /日減少）	
		新落合浄水場給水開始（地下水 1,500m ³ /日）	
		水城浄水場給水開始（地下水 1,500m ³ /日）	
4月	第4次拡張	給水規制：開発行為に係らないもの、1筆5戸、取り出し口径φ25mmまで	
		水道料金改定（改定率80%）	
6月		時間断水：濁水に伴う給水制限（163日間）	
昭和54年	第5次拡張	新落合浄水場、水城浄水場運転停止	
昭和54年 11月		給水規制：20戸、1日最大使用量30m ³ まで	
昭和55年 5月		山神水道企業団より受水開始（3,500m ³ /日）	
昭和56年 4月		大佐野浄水場改良（地下水 1,000m ³ /日）	
昭和58年 11月		福岡地区水道企業団より受水開始（2,500m ³ /日）	
昭和59年 4月		水道料金改定（改定率46%）	
昭和61年 11月		福岡地区水道企業団からの受水量増加（100m ³ /日増加）	
昭和62年 4月		福岡地区水道企業団からの受水量増加（600m ³ /日増加）	
平成元年 12月			福岡地区水道企業団からの受水量増加（600m ³ /日増加）
平成 4年 3月			時間断水：濁水に伴う給水制限（294日間）
平成 6年 7月	第6次拡張	節水都市宣言	
平成10年 3月		給水規制に関する要綱制定	
6月		水道料金改定（改定率7.52%）	
平成11年 3月		北谷ダム完成に伴う松川浄水場改良（1,000m ³ /日増加）	
4月		浄水場業務一部委託	
10月		給水規制：緩和（20戸から30戸へ）	
平成13年 3月		浄水場業務委託拡大	
平成14年 4月		大佐野浄水場改良（地下水 700m ³ /日増加）	
7月		給水規制：全面解除、節水要綱制定	
平成15年 4月		鳴瀬ダム完成による受水量増加（900m ³ /日増加）	
平成17年 6月	海水淡水化事業分の受水量増加（2,900m ³ /日増加）		
平成19年 4月	地下水源の取水能力低下 大佐野浄水場（900m ³ /日減少） 新落合浄水場（750m ³ /日減少） 水城浄水場（1,050m ³ /日減少）		
平成22年 10月	水道料金改定（改定率△0.5%）、加入負担金減額（3年間）		
⋮	⋮		
平成25年 3月	大山ダム完成による受水量増加（4,700m ³ /日増加）		
10月	加入負担金減額の期間延長（平成28年3月1日まで）		
平成30年 4月	五ヶ山ダム完成による受水量増加（900m ³ /日増加）		

水源開発に関する事項
 給水規制に関する事項
 経営に関する事項

- ◇福水から受水開始に伴い、水城浄水場及び新落合浄水場の運転を停止
- ◇地下水源開発を廃止（平成 13 年度で打ち切り）※有効水源はなし
- ◇過去、水不足のため筑紫野市から応援給水を要請
- ◇福岡地区水道企業団の送水制限（一律 40%制限を本市は 18%制限に緩和）

(2) 第 5 次総合計画期間における施設能力の状況

これまでの水源開発の結果、本市にある 2 つの浄水場の実質的な給水能力（最大限取水した時に作れる水道水の量）と各企業団からの平均供給水量は以下のとおりとなっている。平成 30 年度以降は、五ヶ山ダム供用開始に伴い、通常時で 1 日 20,050 m³の供給水が確保される。これは人口約 8 万人に相当する水量であり、現在の行政人口約 70,000 人の水需要を十分に賄うことができる。また、平成 30 年度の 1 日最大給水量は約 17,600 m³となる見込みであるが、これにも対応できる水量が確保された。

(単位：m³)

水 源 別 区 分		～H24	H25～H29	H30～
松川浄水場	松川ダム	2,700	2,700	2,700
	北谷ダム	850	850	850
	小 計	3,550	3,550	3,550
大佐野浄水場	大佐野ダム	1,900	1,900	1,900
	地下水	800	800	500
	小 計	2,700	2,700	2,400
福岡地区水道企業団 H25～大山ダム供用開始 H30～五ヶ山ダム供用開始		6,600	10,500	11,300
山神水道企業団		2,800	2,800	2,800
合 計		15,650	19,550	20,050
最終年度の 1 日平均給水量予測値		14,408	15,143	15,285

※平成 25 年度以降、通常は受水及び松川浄水場のみの運転で賄われる。従って、大佐野浄水場は、運転時間の調整など浄水能力の向上に努めるものとする。

※現在の施設能力（一日最大）は別表 1 を参照。

※1 日平均給水量及び 1 日最大給水量の予測値は平成 24 年度決算後の実績を基に予測した見込値。

2 太宰府市の水道料金の水準

平成 22 年 10 月 1 日、家事用料金の引き下げを基本とする料金改定を行った結果、1 月に 20 m³使用した場合における料金水準は、県下 54 団体中高いほうから 13 番目であったのが 23 番目へと改善した。現在は 51 団体中 22 番目とほぼ中間に位置している。(別表 2)

料金改定前の 3,979 円に対し、平成 22 年度の改定により 189 円を引き下げ 3,790 円としている。

因みに、近隣団体の料金は次のとおりである。(消費税 5%を含む)

- ・太宰府市 3,790 円
- ・春日那珂川 3,486 円 (-304 円)
- ・大野城市 3,465 円 (-325 円)
- ・筑紫野市 3,370 円 (-420 円)
- ・福岡市 2,698 円 (-1,092 円)

また、平成 25 年度から大山ダムの完成に伴って受水費が大幅に増加することから、福岡地区水道企業団と構成団体の度重なる協議の結果、10%の恒久軽減措置に加え、大山ダム増量分についても軽減を行うことが決まっている。

これらにより、段階的にはあるが約 9 千万円の費用増加に抑制されたが、供給水量は確保された反面、事業経営への影響は大きいと言わざるを得ない。

しかしながら、これらを踏まえた今後 10 年間の収支見通しの中で、人件費の組み替えや徹底した費用の抑制策を講じることにより、各年度の損益計算では一定のバランスが確保され、損失幅として大きくても約 5 百万円に止めることができる見通しである。

なお、この損失補てんは未処分利益剰余金の許容範囲に十分収まっている。

水道料金は 4 年ローリングで収支見通しを更新し、改定の有無を判断することとしている。今後、普及率の向上に伴って給水収益の増加を見込んでおり、適宜に引下げを行っていく。

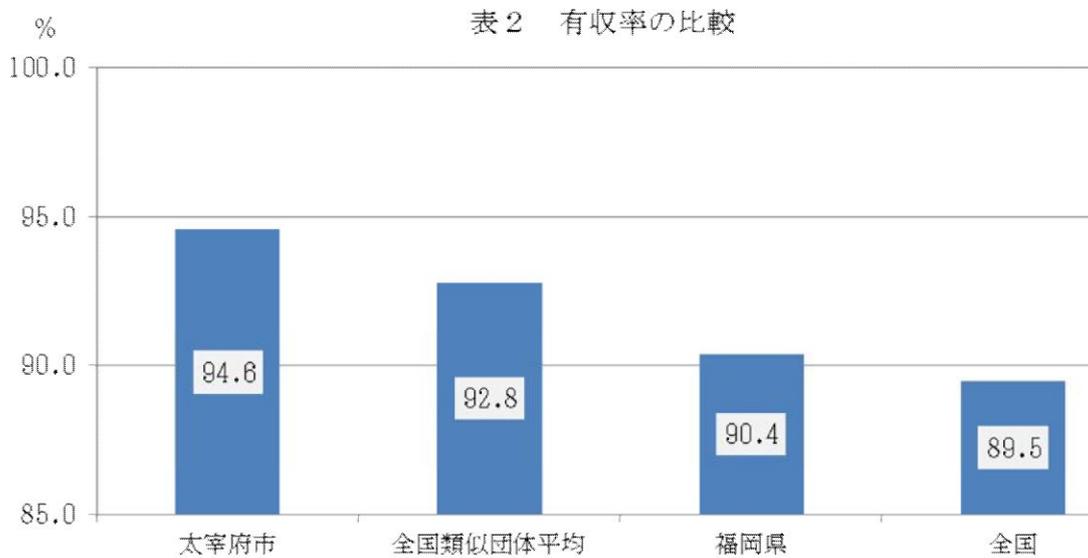
3 漏水対策の取り組み

事業創業時の平成40年代における有収率は75%と非常に低い状況であったため、漏水対策を重点課題として取り組んできた結果、平成23年度は94.6%と全国或いは福岡県の90.4%に比べて非常に高い数値を示している。(表2)

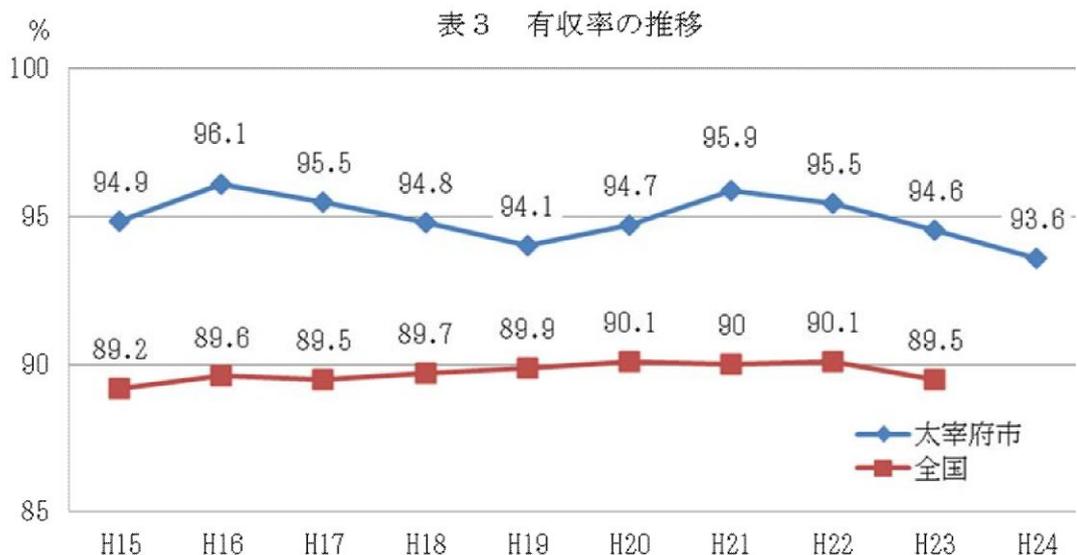
なお、過去10年間を見ても95%前後を安定的に推移しているのが分かる。

(表3) ※平成24年度は93.6%

今後も継続して水道施設の事故等には即時対応し、老朽管の更新時において耐震構造に切り替えていくなど、有収率の向上に努めていく必要がある。



参考資料：水道事業経営指標（平成23年度） 総務省編 社団法人日本水道協会
平成23年度市町村公営企業決算の概要 福岡県企画・地域振興部市町村支援課



参考資料：水道事業経営指標（平成15年度～平成23年度） 総務省編 社団法人日本水道協会

4 執行体制の変遷

本市の水道事業は、人口急増に給水能力が追いつけず慢性的な水不足な状態にあったため、昭和 48 年から約 30 年にも及ぶ給水規制（別表 3）を実施してきており、また、時には他市からの応援給水を、渇水時には長期にわたる時間断水を実施せざるを得ない状況にあった。

こういった状況が普及率の低迷を引き起こし料金収入に影響を与え、経営を圧迫する要因となっている。

これまで、事業経営の安定化として近隣市ほどの収入増加には期待できず、経費の節減対策を最重要課題としてきた経過がある。

時を同じくして水道法の改正によって浄水業務の一部民営化が可能となったことを受け、平成 11 年 4 月からその一部を、平成 14 年 4 月から委託の拡大を行いながら、当時 24 人体制を現在ではその半分以下の 11 人体制へと人件費の抑制を行ってきた。

更に、平成元年に下水道事業が地方公営企業法の全部を適用することから、これを契機として組織改編がなされ業務の一体化が図られている。

これにより、上下水道部は 3 課 6 係体制を 2 課 4 係体制に、職員数も両事業併せて 42 人を現在 22 人（再任用を除く）にまで削減を行っている。（表 4）

表4 企業職員数等の変遷

年 度	水道事業				下水道事業				職員数 合 計
	事務	技術	技能	計	事務	技術	技能	計	
平成 5	10	7	10	27	8	7	0	15	42
平成 6	11	7	10	28	8	7	0	15	43
平成 7	10	7	10	27	8	7	0	15	42
平成 8	9	7	10	26	9	6	0	15	41
平成 9	10	5	10	25	9	5	0	14	39
平成 10	10	4	10	24	9	4	0	13	37
平成 11	15	3	0	18	9	5	0	14	32
平成 12	13	4	0	17	9	4	0	13	30
平成 13	13	4	0	17	9	3	0	12	29
平成 14	10	4	0	14	9	3	0	12	26
⋮	⋮				⋮				⋮
平成 19	9	3	0	12	8	4	0	12	24
⋮	⋮				⋮				⋮
平成 24	10	2	0	12	6	5	0	11	23
平成 25	9	2	0	11	7	4	0	11	22

※ 派遣職員及び再任用職員を除く。

今後、水道事業においてはアセットマネジメント（水道施設更新計画）への取り組みが課題となっており、体制の整備が必要と考えられる。

5 受水費軽減

本市における総給水量の約 7 割を福岡地区水道企業団及び山神水道企業団の受水で賄っている状況にある。

福岡地区水道企業団の受水単価については、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間、海水淡水化分の 7%相当額の軽減が行われてきたが、大山ダムの完成に伴う平成 25 年度からの受水費増を契機に、当企業団の幹事会及び運営協議会を経て抜本的に軽減対策の見直しが行われている。

これに際しては、軽減措置の拡大について関係市町による要望活動が積極的に行われたところである。

本市の場合、受水量の全部を対象に年額約 4 千 5 百万円が恒久的に軽減され、大山ダム増量分として、当初 3 年間に限り約 4 千 3 百万円、その後の 2 年間で約 3 千 5 百万円軽減されることが確定している。

これにより、見直し前の長期収支見込みでは 1 億円を超える欠損が累積する見通しであったが、この軽減措置により約 5 百万円程度にまで減少する。

なお、この欠損金は平成 24 年度末の利益剰余金の保有額からして、大災害等の特別な事情がない限り累積することはない。

現在の施設能力（一日最大）

水 源 別 区 分		～H24	H25～H29	H30～
松川浄水場	松川ダム	3,000	3,000	3,000
	北谷ダム	1,000	1,000	1,000
	小 計	4,000	4,000	4,000
大佐野浄水場	大佐野ダム	2,400	2,400	2,400
	地下水	2,000	2000	2000
	小 計	4,400	4,400	4,400
福岡地区水道企業団	江川・寺内・合所	3,200	3,200 (2,400)	3,200 (2,400)
	鳴淵ダム	900	900	900
	海水淡水化	2,900	2,900	2,900
	大山ダム	0	4,700	4,700
	五ヶ山ダム	0	0	900
	小 計	7,000	11,700 (10,900)	12,600 (11,800)
山神水道企業団	山神ダム	3,500 (2,800)	3,500 (2,800)	3,500 (2,800)
合 計		18,900 (18,200)	23,600 (22,100)	24,500 (23,000)

※（ ）内は利水安全度を考慮した安定給水量

水道料金福岡県内比較表（平成24年4月1日現在）

（消費税5%を含む）

順位	事業体名	20 m ³	料金体系	順位	事業体名	20 m ³	料金体系
1	築上町	4,670	用途別	27	須恵町	3,740	用途別
2	糸田町	4,625	用途別	28	宮若市	3,675	用途別
3	川崎町	4,610	用途別	29	大木町	3,670	用途別
4	八女市	4,380	口径別	30	朝倉市	3,517	用途別
5	豊前市	4,360	用途別	31	粕屋町	3,510	用途別
6	筑前町	4,305	用途別	32	春日那珂川水道企業団	3,486	口径別
7	福智町	4,270	口径別	33	大野城市	3,465	口径別
8	広川町	4,250	用途別	34	筑後市	3,420	口径別
8	みやこ町	4,250	用途別	35	筑紫野市	3,370	口径別
10	香春町	4,217	用途別	36	みやま市	3,350	用途別
11	糸島市	4,070	用途別	37	苅田町	3,290	口径別
12	吉富町	3,940	用途別	37	柳川市	3,290	用途別
12	大川市	3,940	用途別	39	嘉麻市	2,919	口径別
14	宗像地区事務組合	3,900	用途別	40	岡垣町	2,800	用途別
15	直方市	3,895	用途別	41	福岡市	2,698	口径別
16	小竹町	3,840	用途別	41	桂川町	2,660	用途別
17	行橋市	3,830	用途別	43	鞍手町	2,620	口径別
18	田川市	3,810	用途別	44	篠栗町	2,591	口径別
19	大牟田市	3,801	口径別	45	大任町	2,500	用途別
20	新宮町	3,800	用途別	45	宇美町	2,500	用途別
21	水巻町	3,797	口径別	47	久留米市	2,467	口径別
22	太宰府市	3,790	用途別	48	久山町	2,410	用途別
22	添田町	3,790	用途別	49	中間市	2,373	用途別
24	三井水道企業団	3,780	口径別	50	飯塚市	2,163	口径別
25	古賀市	3,760	用途別	51	北九州市	2,100	口径別
26	志免町	3,759	用途別	福岡県平均		3,530	

参考資料：水道料金表（平成24年4月1日現在） 社団法人日本水道協会

太宰府市における給水規制経過

(平成 25 年 4 月 1 日作成)

昭和 48 年 4 月 1 日

- ・事業主の負担で簡易水道施設設置し、自家給水（指導要綱 8 条）

昭和 50 年 8 月 1 日

- ・濁水により約 1 年間給水工事受付停止

昭和 51 年 7 月 1 日

- ・1 区画 2 戸まで給水

昭和 53 年 4 月 1 日

- ・開発行為に係るものは給水しない
- ・1 筆 5 戸（世帯）までの住宅、アパート等に給水
- ・取出し口径は $\phi 25$ mm まで給水

昭和 54 年 11 月 1 日

- ・開発行為に係るものは 20 戸（世帯）まで給水
- ・1 筆 20 戸（世帯）までの住宅、アパート等に給水
- ・一日最大使用量 30m³ まで給水

昭和 57 年 3 月 20 日

- ・事業主は、上水道給水について水道事業管理者と協議（指導要綱 8 条）

昭和 59 年 6 月 29 日

- ・指導要綱（開発行為に伴う関連公共施設の整備に関する指導要綱）で 1 区画 20 戸を明確にした。

平成 8 年 9 月 2 日

- ・太宰府市長による『節水都市』宣言

平成 10 年 3 月 1 日

- ・太宰府市水道事業給水規制に関する要綱を制定

平成 11 年 10 月 1 日

- ・太宰府市水道事業給水規制に関する要綱を改正
- ・北谷ダム完成により 20 戸（世帯）を 30 戸（世帯）までに緩和

平成 14 年 7 月 1 日

- ・太宰府市水道事業節水要綱を制定し、全面解除
- ・節水型社会形成のため、各種節水施設設置の義務付けを行う

平成 25 年 4 月 1 日

- ・太宰府市水道事業節水要綱を改正
- ・51 戸以上の集合住宅の節水施設設置の義務付けを緩和

「節水都市宣言」

生活基盤の整備は、市民の日常生活を快適で安全性や利便に富んだものとし、健康で文化的な生活を営むうえで最も重要である。

そのためには、水を安定的に供給し、住環境生活関連施設の整備や都市機能の充実等を進めていく必要がある。

しかしながら、地理的条件から水資源に極めて乏しい太宰府市では、年々増加する水需要に対応する水源の確保が思うに任せぬ状況である。

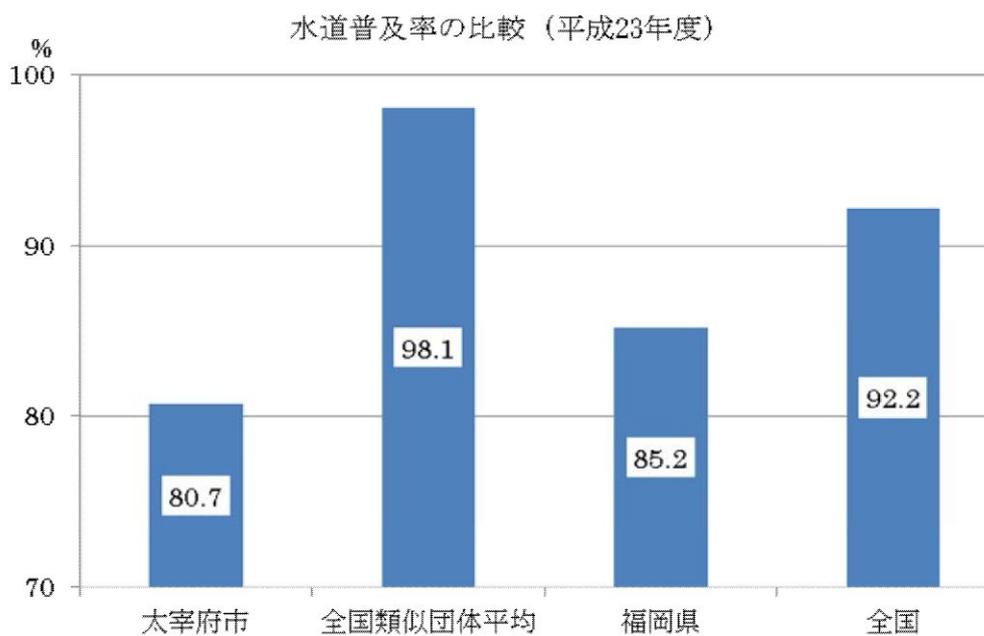
いかに水資源環境が厳しいとも、市民生活と都市活動に必要な水を安定的に確保することは市の責務であり、水源開発をさらに推進していかなければならない。

また、節水は市民が自ら築く市民ダムであるとの節水意識の醸成を図るとともに、広域的なりサイクルシステムの構築等、水の有効利用を促進しなければならない。

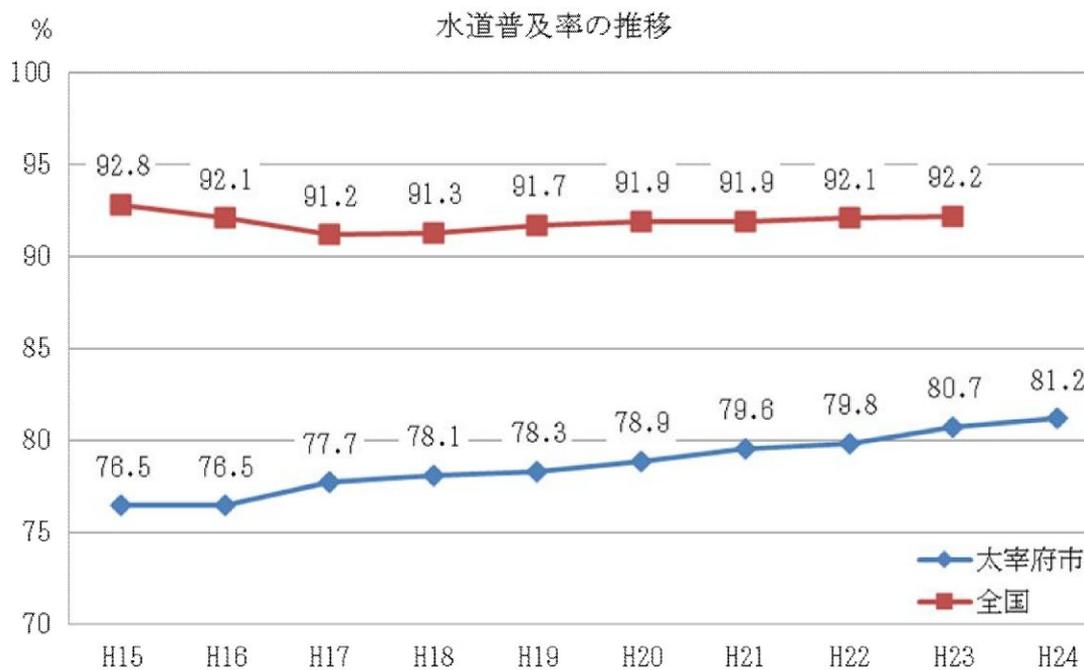
太宰府市は「歴史とみどり豊かな文化のまち」を一層現実のものとするために、行政と市民が一体となって節水意識の高揚を図り、もって資源有限時代に対応した魅力ある節水型社会を実現するため、ここに「節水都市」を宣言する。

平成8年9月2日

太宰府市長 佐藤 善郎



参考資料：水道事業経営指標（平成23年度） 総務省編 社団法人日本水道協会
 平成23年度市町村公営企業決算の概要 福岡県企画・地域振興部市町村支援課



参考資料：水道事業経営指標（平成15年度～平成23年度） 総務省編 社団法人日本水道協会

専用水道 一覧

No.	専用水道	設置場所	備 考
1	榎寺団地	朱雀 6 丁目	協議中
2	前田ビル (第 1 サンハイツ五条)	五条 4-3-38	
3	第 2 前田ビル (第 2 サンハイツ五条)	五条 2-1-10	
4	百田ビル (コーポ吉松)	吉松 2-17-1	
5	五条台団地	五条 5 丁目	相談あり
6	塔谷ハイツ	通古賀 3-7-18	
7	武藤ビル (アスパ都府楼)	観世音寺 3-14-6	
8	ヴォルフスガルデン太宰府	観世音寺 1-11-1	
9	すずらんコーポレーションⅡ太宰府	朱雀 1-1-13	
10	三愛シティライフ二日市	朱雀 1-10-1	
11	ライオンズマンション二日市第 2	朱雀 1-2-25	
12	ソピア都府楼	通古賀 3-21-17	
13	コート 3 0	五条 2-3-18	相談あり
14	三愛シティライフ都府楼前	国分 1-1-8	相談あり
15	エメロード太宰府	宰府 5-16-5	
16	三愛シティライフ下大利南	吉松 3-10-3	
17	三愛シティライフ下大利南Ⅱ	向佐野 1-4-5	
18	ロフティ都府楼ガーデンシティ	坂本 3-24-24	協議中
19	筑紫女学園大学・短期大学	石坂 2-12-1	
20	アンピール太宰府	吉松 2-5-10	加入負担金全額負担済み
21	社会福祉法人恵徳会双葉老人ホーム	三条 1-4-1	併用 (水道水利用あり)
22	万葉台団地	御笠 5 丁目	平成 2 4 年度配水管新設
23	シティハイツ二日市	通古賀 6-16-5	平成 2 4 年度切り替え
24	社会福祉法人同朋会ケアハウス同朋	宰都 2-8-12	併用 (水道水利用あり)

 啓発対象外とする。